

○岩手県警察再任用実施要綱の制定について

(平成14年7月1日岩警第1008号警察本部長)

[沿革] 平成27年7月岩警第877号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

岩手県警察における再任用制度実施要綱を別添のとおり制定したので通知する。

別添

岩手県警察再任用実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5並びに職員の再任用に関する条例（平成12年岩手県条例第77号。以下「条例」という。）に基づいて行う岩手県警察における再任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2 再任用に係る職員（以下「再任用職員」という。）の任期は、1年を超えない範囲内で本部長が定める。

2 前項に定める任期は、再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で可能であると認められるときは、これを更新することができる。

(勤務形態及び勤務時間)

第3 再任用職員の勤務形態及び勤務時間は次のとおりとする。

- (1) 常時勤務職員（週38時間45分勤務）
- (2) 短時間勤務職員（週15時間30分～31時間勤務）

2 前項の勤務形態及び勤務時間は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して、本部長が定めるものとする。

(再任用計画の策定)

第4 本部長は、当該年度末において再任用の対象となる職員の再任用に関する希望状況等を調査の上、毎年度における再任用計画を策定するものとする。

2 警務部長は、前項の再任用計画に基づいて選考実施要項を作成し、あらかじめ関係職員等に提示するものとする。

(再任用の手續)

第5 新たに再任用を希望する者及び再任用の任期の更新を希望する者からは、当該希望する旨の書面の提出を受けるものとする。

(再任用選考委員会)

第6 本部に、再任用の選考を行うため、再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、本部長がこれに当たる。
- 3 委員は、選考を実施する都度委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員会の事務は、警務部警務課において処理する。

(選考の方法)

第7 選考は、第5の書面を提出した者（以下「希望申出者」という。）の中から、その者の次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 最近3年間における勤務実績（任期の更新にあたっては、当該更新直前の任期におけるものに限る。）
- (2) 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保持状況
- (3) 再任用の時点での健康状態

- (4) 再任用しようとする職に対する意欲、適性等
- (5) 再任用しようとする職にふさわしい資格、経歴等

2 前項の選考は、書面審査及び面接等により行うものとする。

(再任用候補者の決定)

第8 本部長は、委員会での選考結果に基づき再任用候補者を決定するものとする。

2 本部長は、再任用候補者を決定したときは、当該結果を希望申出者全員に書面により通知するものとする。

(決定の取消)

第9 本部長は、再任用候補者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定の取消しをすることができる。

- (1) 減給以上の懲戒処分を受けたとき。
- (2) 再任用される意思のないことを申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため再任用に係る職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなったとき。
- (4) 再任用の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなったとき。

(採用)

第10 再任用に係る内示及び発令は、常勤職員の例による。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、再任用に関し必要な事項は、別に定める。